



平成 20 年 2 月 21 日

各 位

会社名 株式会社 伊勢丹
代表者名 代表取締役社長執行役員
武藤 信一
(コード番号 8238 東証第 1 部)
問合せ先 総務部広報・IR 担当長
川野辺 浩司
TEL03-3352-1111 (大代表)

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 2 月 21 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定ならびに平成 19 年 11 月 20 日開催の当社臨時株主総会の決議に基づき、新株予約権の発行を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式会社伊勢丹第 7 回新株予約権の発行について

(1) ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、平成 20 年 4 月 1 日付で当社および株式会社三越を株式移転完全子会社とし、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを株式移転設立完全親会社とする株式移転(以下「本株式移転」といいます。)を予定しております。これに伴い、当社が平成 13 年改正前の旧商法第 280 条ノ 19 に基づき、当社第 115 回定時株主総会の決議により、平成 12 年 8 月 1 日付で当時の当社取締役に対して付与した新株引受権方式のストックオプション(以下「第 115 回新株引受権」といいます。)の取扱いについて検討してまいりましたが、会社法上、新株引受権方式のストックオプションを株式移転設立完全親会社に承継させることはできないと解釈されていることから、第 115 回新株引受権権利者が有する第 115 回新株引受権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社において第 115 回新株引受権と実質的に同一の経済的効果を持つ新株予約権(以下「第 7 回新株予約権」といいます。)を本株式移転の効力発生日の前日までに発行したうえで、第 115 回新株引受権の放棄を前提として第 115 回新株引受権権利者に付与し、会社法の規定に従って本株式移転後の株式移転設立完全親会社が第 7 回新株予約権に代わる株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するという対応を探ることが最善であるとの結論に至りました。

このため、平成 19 年 11 月 20 日開催の当社臨時株主総会において、行使可能な第 115 回新株引受権を保有する者のうち、当該新株引受権を放棄した者を対象として新株予約権をストックオプションとして発行するにあたり、その募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、当該決議に基づき、平成 20 年 2 月 21 日開催の取締役会において、その募集事項を決定したものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- ① 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
行使可能な第 115 回新株引受権を保有する者のうち、当該新株引受権を放棄した者 3 名を対象として 37 個を割り当てる。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 1,000 株とする(第 115 回新株引受権が付与された当時の当社の 1 単元(1 単位)の株式数は 1,000 株であったことから、第 115 回新株引受権の行使は 1,000 株単位で行うものとされていることに対応する)。
ただし、当社が普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- ③ 新株予約権の総数
37 個とする。
- ④ 新株予約権の払込金額またはその算定方法
金銭の払込みを要しないものとする。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金 1,157 円に 1,000 を乗じた額とする。
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{新規発行の1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

平成20年4月1日から平成22年6月28日まで

⑦ 新株予約権の行使の条件

- イ. 新株予約権の行使については、1個単位で行使するものとする。
- ロ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。取締役の地位を喪失後、引き続き当社の執行役員として当社との委任契約を締結する場合、または取締役の地位を喪失して執行役員に就任後、再び取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。
- ハ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から6ヶ月以内に、新株予約権行使する者を相続人のうちの1人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から2年間に限りその行使を認める。

新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から2年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前記イ.に記載の資本金等増加限度額から前記イ.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得するものとする。

- イ. 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合
- ロ. 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- ハ. 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- ニ. 以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (イ)会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。
 - (ロ)取締役を解任された場合。
 - (ハ)当社のインサイダー取引防止規程に違反した場合。
 - (ニ)割当契約の規定に違反した場合。
 - (ホ)その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社に著しい損害を与えた場合。
 - (ヘ)著しく当社の信用を毀損する行為を行った場合。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑪ 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移

転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

ロ. 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

ニ. 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記⑤の株式分割または株式併合の場合の調整に準じて調整した再編後行使価額に、前記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

前記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記⑧に準じて決定する。

ト. 譲渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. 再編対象会社新株予約権の取得条項

前記⑨に準じて決定する。

リ. その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件

前記⑦に準じて決定する。

⑫ 新株予約権の割当日

平成20年3月14日

⑬ 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

2. 株式会社伊勢丹第8回新株予約権の発行について

(1) ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

当社は、平成20年4月1日付で当社および株式会社三越を株式移転完全子会社とし、株式会社三越伊勢丹ホールディングスを株式移転設立完全親会社とする株式移転を予定しております。これに

併い、当社が平成 13 年改正前の旧商法第 280 条ノ 19 に基づき、当社第 116 回定時株主総会の決議により、平成 13 年 8 月 7 日付で当時の当社取締役・執行役員または従業員に対して付与した新株引受権方式のストックオプション(以下「第 116 回新株引受権」といいます。)の取扱いについて検討してまいりましたが、会社法上、新株引受権方式のストックオプションを株式移転設立完全親会社に承継させることはできないと解釈されていることから、第 116 回新株引受権権利者が有する第 116 回新株引受権の経済的価値の喪失を防ぐために、当社において第 116 回新株引受権と実質的に同一の経済的效果を持つ新株予約権(以下「第 8 回新株予約権」といいます。)を本株式移転の効力発生日の前日までに発行したうえで、第 116 回新株引受権の放棄を前提として第 116 回新株引受権権利者に付与し、会社法の規定に従って本株式移転後の株式移転設立完全親会社が第 8 回新株予約権に代わる株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するという対応を探ることが最善であるとの結論に至りました。

このため、平成 19 年 11 月 20 日開催の当社臨時株主総会において、行使可能な第 116 回新株引受権を保有する者のうち、当該新株引受権を放棄した者を対象として新株予約権をストックオプションとして発行するにあたり、その募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議し、当該決議に基づき、平成 20 年 2 月 21 日開催の取締役会において、その募集事項を決定したものであります。

(2) 新株予約権の発行要領

- ① 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数
行使可能な第 116 回新株引受権を保有する者のうち、当該新株引受権を放棄した者 61 名を対象として 322 個を割り当てる。

- ② 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は 1,000 株とする(第 116 回新株引受権が付与された当時の当社の 1 単元(1 単位)の株式数は 1,000 株であったことから、第 116 回新株引受権の行使は 1,000 株単位で行うものとされていることに対応する)。

ただし、当社が普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、前記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- ③ 新株予約権の総数

322 個とする。

- ④ 新株予約権の払込金額またはその算定方法

金銭の払込みを要しないものとする。

- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、金 1,359 円に 1,000 を乗じた額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、

行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(「商法等の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 128 号)の施行前の旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行の 1 株当たりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、前記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行の 1 株当たりの払込金額」を「1 株当たりの処分金額」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑥ 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 23 年 6 月 27 日まで

⑦ 新株予約権の行使の条件

取締役に付与された新株引受権を有するものに付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

イ. 新株予約権の行使については、1 個単位で行使するものとする。

ロ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。

ハ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が

新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から 2 年間に限りその行使を認める。

新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の取締役であった被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

イ. 新株予約権の行使については、1 個単位で行使するものとする。

ロ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。執行役員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。

ハ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の総務部広報秘書担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から 2 年間に限りその行使を認める。

新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の執行役員であった被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

イ. 新株予約権の行使については、1 個単位で行使するものとする。

ロ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。従業員の地位を喪失後、引き続き当社の取締役または執行役員として当社との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の割当日において既に地位を喪失してい

る場合には、当該地位喪失日)から 4 年間に限り新株予約権の行使を認める。

ハ. 新株予約権者(新株引受権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は新株予約権を相続することができる。ただし、相続人が複数である場合には、相続人は被相続人の死亡した日から 6 ヶ月以内に、新株予約権を行使する者を相続人のうちの 1 人(以下本段落において「承継者」という。)に限定し、割当契約で定める必要書類を当社の人事部労務担当に提出しなければならない。承継者が、新株予約権の承継後に死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、承継者の相続人には承継されない。承継者が承継した新株予約権については、被相続人が死亡した日から 2 年間に限りその行使を認める。

新株予約権者が新株引受権を相続して新株予約権者となった者である場合には、当社の従業員であった被相続人が死亡した日から 2 年間に限り新株予約権の行使を認める。当該新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は何らの手続を要せず直ちに消滅し、当該新株予約権者の相続人には承継されない。

⑧ 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- イ. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ロ. 新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本準備金の額は、前記イ. に記載の資本金等増加限度額から前記イ. に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨ 新株予約権の取得に関する事項

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。

取締役に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権

- イ. 新株予約権者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合
- ロ. 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- ハ. 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
- ニ. 以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (イ) 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合。
 - (ロ) 取締役を解任された場合。
 - (ハ) 当社のインサイダー取引防止規程に違反した場合。
 - (ニ) 割当契約の規定に違反した場合。
 - (ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社に著しい損害を与えた場合。
 - (ヘ) 著しく当社の信用を毀損する行為を行った場合。

執行役員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権

- イ. 新株予約権者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合

- ロ. 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ハ. 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ニ. 以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (イ) 執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合。
 - (ロ) 執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合。
 - (ハ) 当社のインサイダー取引防止規程に違反した場合。
 - (二) 割当契約の規定に違反した場合。
 - (ホ) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社に著しい損害を与えた場合。
 - (ヘ) 著しく当社の信用を毀損する行為を行った場合。
- 従業員に付与された新株引受権を有する者に付与される新株予約権
- イ. 新株予約権者が、権利行使する条件に該当しなくなった場合
 - ロ. 会社法、金融商品取引法、税法等の関係法令および諸規則等の制定または改廃等が行われた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ハ. 当社が他社との合併、会社分割、その他会社法等で定められた組織変更等を行う場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - ニ. 以下に定める事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
 - (イ) 労働協約の規定または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合。
 - (ロ) 当社のインサイダー取引防止規程に違反した場合。
 - (ハ) 割当契約の規定に違反した場合。
 - (二) その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社に著しい損害を与えた場合。
 - (ホ) 著しく当社の信用を毀損する行為を行った場合。

⑩ 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑪ 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権(以下「再編対象会社新株予約権」という。)を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は再編対象会社新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を、それぞれ交付するものとする。

ロ. 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 再編対象会社新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記②に準じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

ニ. 再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

再編対象会社新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記⑤の株式分割または株式併合の場合の調整に準じて調整した再編後行使価額に、前記ハ. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ. 再編対象会社新株予約権を行使することができる期間

前記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、前記⑥に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 再編対象会社新株予約権の行使により株式を発行等する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記⑧に準じて決定する。

ト. 講渡による再編対象会社新株予約権の取得の制限

譲渡による再編対象会社新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ. 再編対象会社新株予約権の取得条項

前記⑨に準じて決定する。

リ. その他の再編対象会社新株予約権の行使の条件

前記⑦に準じて決定する。

⑫ 新株予約権の割当日

平成20年3月14日。

⑬ 新株予約権証券を発行する場合の取扱い

新株予約権証券は発行しないものとする。

以上